

令和6年度

下水道事業の財政状況について

# 下水道事業会計

端数処理の都合上、数値の一部が一致しないことがあります。

## 収益的収支

下水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上します。

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和5年度	前年度比較
下水道事業収益	下水道使用料	1,049,166	1,059,690
	他会計負担金	39,627	31,914
	他会計補助金	1,074,575	1,097,103
	長期前受金戻入	424,218	415,150
	その他の	4,567	2,826
	計	2,592,153	2,606,683
下水道事業費用	人件費	98,940	97,525
	支払利息	166,912	194,801
	減価償却費	1,225,022	1,230,483
	修繕費及び材料費	26,023	29,602
	流域下水道維持管理負担金	460,894	445,850
	委託料	108,769	88,945
	その他の	62,432	33,761
	計	2,148,992	2,120,967
当年度純損益		443,161	485,716
			▲ 42,555

(消費税抜)

# 令和6年度収益的収支のポイント

## 1 下水道事業収益

収入合計 25億9, 215万3千円（前年度比 1, 453万円の減）

そのうち、下水道使用料が10億4, 916万6千円で、事業収入の40. 5%を占めています。また、一般会計からの繰入金(他会計負担金及び他会計補助金)は、11億1, 420万2千円で事業収入の43. 0%を占めています。

## 2 下水道事業費用

支出合計 21億4, 899万2千円（前年度比 2, 802万5千円の増）

### 増減要因

【増 加】 委 託 料 → 事業計画変更業務委託の発注や労務費単価上昇に伴う増加

流 域 下 水 道 維持管理負担金 → 水質負担分の増加

【減 少】 支 払 利 息 → 企業債の未償還残高の減少

減 価 償 却 費 → 更新の平準化により減少

## 3 純 損 益

純 利 益 4億4, 316万1千円（前年度比 4, 255万5千円の減）

純利益が減少すると、補てん財源(インフラの更新財源)の減少要因となります。

#### 4 経費回収率

令和5年度	95.73%
令和6年度	97.16%

下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているを表した指標であり、数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る経費が下水道使用料以外の収入(本市の場合、一般会計からの繰入金)により賄われていることを意味します。

#### 資料3 天理市下水道事業経営戦略(計画期間:令和7年～令和16年度)

効率化・経営健全化に向けた取り組みを実施し、経費回収率の向上を図る  
ロードマップを作成。(令和7年3月策定)      ※31ページ～32ページに記載

## 資本的収支

インフラを維持するための管渠及び施設の更新などの建設改良並びに企業債償還のための支出とその財源となる収入を計上します。

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和5年度	前年度比較
下水道事業 資本的収入	企業債	77,100	94,500	▲ 17,400
	他会計補助金	166,447	171,633	▲ 5,186
	国庫補助金	121,100	97,985	23,115
	その他	7,808	11,704	▲ 3,896
	計	372,455	375,822	▲ 3,367
下水道事業 資本的支出	建設改良費	414,419	349,859	64,560
	企業債償還金	1,165,291	1,246,876	▲ 81,585
	その他	85	394	▲ 309
	計	1,579,795	1,597,129	▲ 17,334

(消費税込)

# 令和6年度資本的収支のポイント

## 1 下水道事業資本的収入

収入合計 3億7, 245万5千円 (前年度比 336万7千円の減)

### 増減要因

【増 加】 国 庫 補 助 金 → 補助対象事業の増加  
(嘉幡雨水ポンプ場)

【減 少】 企 業 債 → R7年度の収入に後ろ倒しとなる企業債があるため

## 2 下水道事業資本的支出

支出合計 15億7, 979万5千円 (前年度比 1, 733万4千円の減)

### 増減要因

【増 加】 建 設 改 良 費 → 嘉幡雨水ポンプ場整備費の増加

【減 少】 企 業 債 償 還 金 → 未償還残高の減少

## 収益的収支と資本的収支の関係 (9ページ参照)

資本的支出が資本的収入に不足しています。

(令和6年度の場合、12億4,343万9千円不足)



この不足額は、収益的収支から得られた内部留保資金で補てんすることになります。



そのため、内部留保となる資金は、将来の管渠や施設更新のために大切な財源となります。

# 収益的収入と支出の経年変化 (10ページ参照)

## (1) 収益的収入について

収益的収入は、年々減少しています。

平成28年度と令和6年度を比較すると、

**2億8,710万6千円の減**

うち、下水道使用料で 1億4,232万9千円の減、  
繰入金で 1億4,941万2千円の減 です。

## (2) 収益的支出について

支出も年々減少(主に支払利息)しています。

平成28年度と令和6年度を比較すると、

**2億5,891万6千円の減**

## (3) 長期前受金戻入を控除後の純利益について

**平成28年度決算 5,911万2千円**

**令和6年度決算 1,894万3千円**

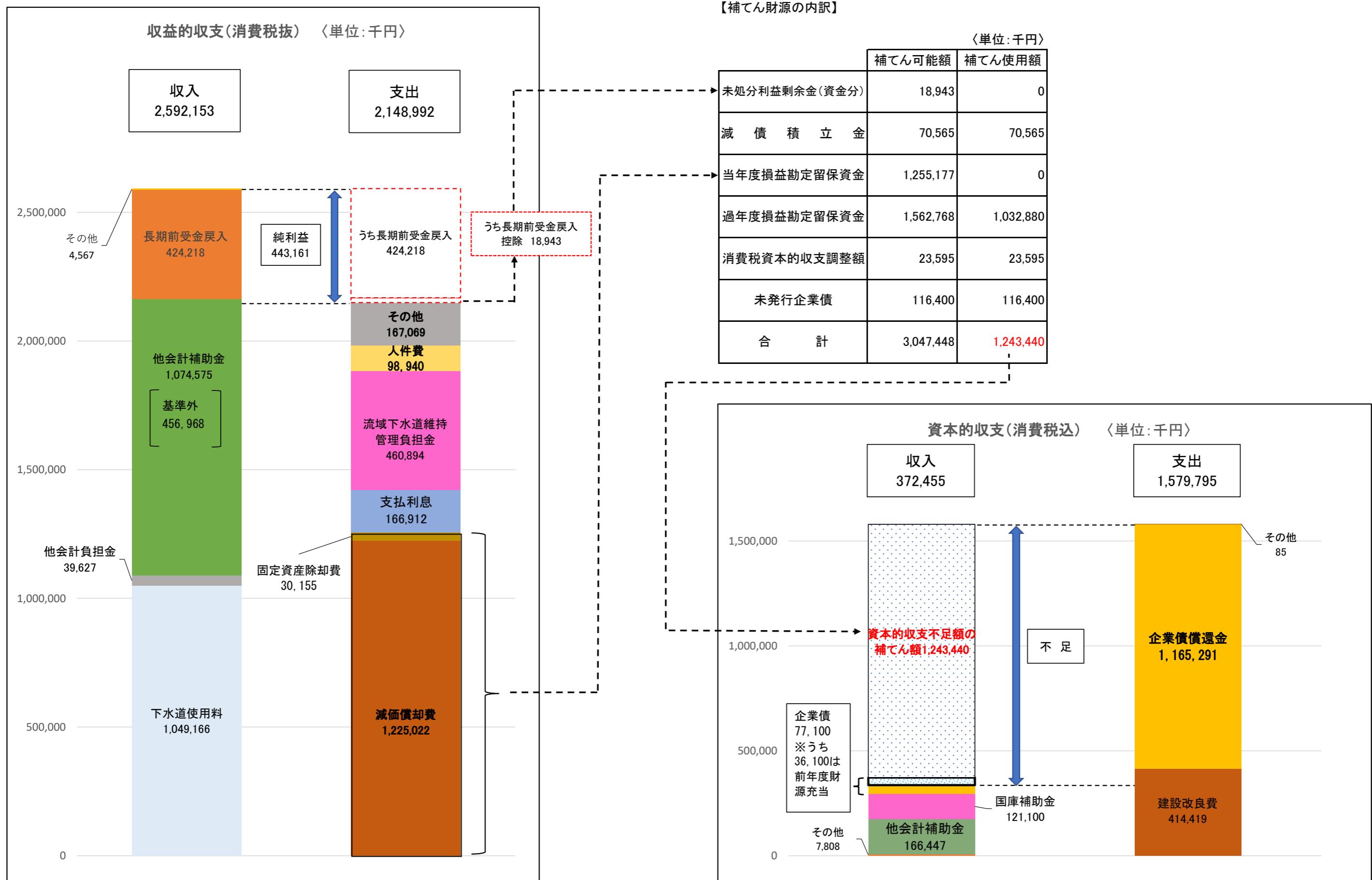
## (4) 内部留保資金について

収益的収支において、毎年度純利益(非資金分を除く)が発生すること、  
資本的収支において、各年度の企業債元金が減少することにより増加しています。

**平成28年度決算 9億9,556万8千円**

**令和6年度決算 18億400万8千円**

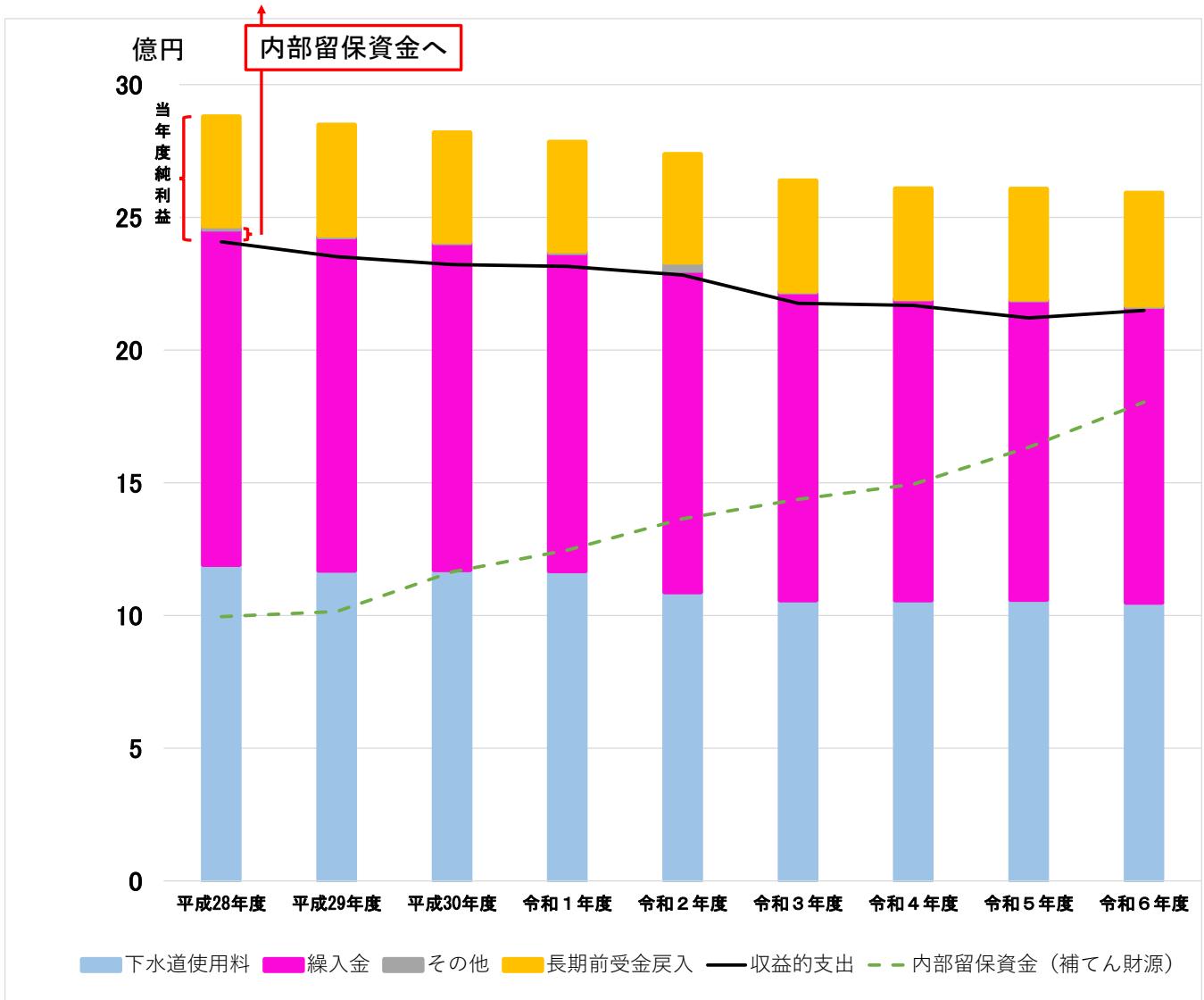
## 収益的収支と資本的収支の関係（令和6年度 下水道事業決算）



## 収益的収入と支出の経年変化

(千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収益的収入	2,879,259	2,848,363	2,819,331	2,784,059	2,737,684	2,638,429	2,608,145	2,606,683	2,592,153
下水道使用料	1,191,495	1,169,298	1,171,751	1,167,644	1,088,247	1,057,758	1,057,335	1,059,690	1,049,166
繰入金(他会計負担金、他会計補助金)	1,263,615	1,256,649	1,231,822	1,198,676	1,211,626	1,160,147	1,134,226	1,129,017	1,114,202
その他	11,911	5,744	4,554	6,796	30,039	3,978	2,018	2,826	4,567
長期前受金戻入	412,239	416,672	411,204	410,942	407,772	416,545	414,566	415,150	424,218
収益的支出	2,407,908	2,351,640	2,322,185	2,314,976	2,282,485	2,176,016	2,167,881	2,120,967	2,148,992
減債積立金(翌年度)	59,112	80,051	85,942	58,141	47,427	45,868	25,698	70,566	18,943



(千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内部留保資金（補てん財源）	995,568	1,015,069	1,163,822	1,246,095	1,364,542	1,437,470	1,494,740	1,633,333	1,804,008

令和6年度天理市下水道事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	1,049,165,997
(2) 他会計負担金	39,627,478
(3) その他営業収益	<u>30,000</u>

1,088,823,475

2 営業費用

(1) 管渠費	91,263,145
(2) 農業集落排水施設維持費	20,268,079
(3) 雨水ポンプ場費	14,720,295
(4) 流域下水道維持管理負担金	460,894,445
(5) 業務費	49,405,561
(6) 総係費	77,542,104
(7) 減価償却費	1,225,021,914
(8) 資産減耗費	<u>30,155,111</u>

1,969,270,654

営業損失

880,447,179

3 営業外収益

(1) 受取利息	2,838,645
(2) 他会計補助金	1,074,575,243
(3) 県補助金	938,850
(4) 長期前受金戻入	424,217,935
(5) 雜収益	<u>558,689</u>

1,503,129,362

4 営業外費用

(1) 支払利息	166,911,851
(2) 雜支出	<u>12,658,760</u>

179,570,611

1,323,558,751

経常利益

443,111,572

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	<u>200,070</u>
	200,070

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	99,970
(2) その他特別損失	<u>50,460</u>

150,430

49,640

当年度純利益

443,161,212

その他未処分利益剰余金変動額

70,565,178

当年度未処分利益剰余金

513,726,390

## 令和6年度天理市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

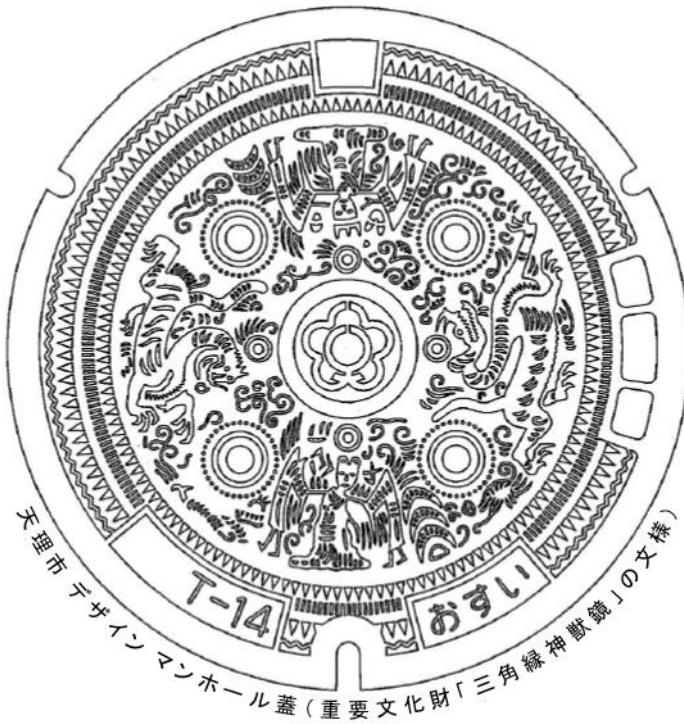
(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債	
イ 土地	139,941,467	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,653,974,942
ロ 建物	219,051,226	企業債合計	6,653,974,942
減価償却累計額	△80,296,546		
ハ 構築物	44,658,817,968	(2) 引当金	
減価償却累計額	△16,024,185,230	イ 退職給付引当金	33,918,146
二 機械及び装置	28,634,632,738	引当金合計	33,918,146
減価償却累計額	△914,093,519	固定負債合計	6,687,893,088
木 車両及び運搬具	5,298,193		
減価償却累計額	△3,897,725		
ヘ 工具、器具及び備品	1,400,468		
減価償却累計額	△4,276,735		
ト 建設仮勘定	8,563,050		
有形固定資産合計	60,485,696		
	29,725,256,927		
(2) 無形固定資産		4 流動負債	
イ 地上権	176,102	(1) 企業債	
ロ 電話加入権	260,000	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,068,638,023
ハ 施設利用権	1,472,719,771	企業債合計	1,068,638,023
無形固定資産合計	1,473,155,873	(2) 未払金	243,304,130
(3) 投資		(4) 引当金	
イ 長期貸付金	299,000	イ 賞与引当金	9,068,000
ロ 基金	19,701,000	引当金合計	9,068,000
投資合計	20,000,000	(5) その他流動負債	
固定資産合計	31,218,412,800	イ 預り金	42,424,288
2 流動資産		その他流動負債合計	42,424,288
(1) 現金預金	1,785,929,281	5 繰延収益	1,363,434,441
(2) 未収金	230,993,821	(1) 長期前受金	
貸倒引当金	△2,672,892	(2) 収益化累計額	
流動資産合計	228,320,929	繰延収益合計	
資産合計	2,014,250,210	負債合計	
	33,232,663,010		
6 資本の部		6 資本	
(1) 資本		(1) 資本	
イ 固有資本	3,113,682,326	イ 固有資本	
ロ 出資金	3,457,454,607	ハ 組入資本	
ハ 組入資本	7,770,660,470	資本合計	
資本合計		資本合計	
			14,341,797,403
7 剰余金		(2) 剰余金	
(1) 資本剰余金		(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	3,993,316	イ 受贈財産評価額	
ロ 国庫補助金	167,433,365	ロ 国庫補助金	
ハ 県補助金	18,024,551	ハ 県補助金	
資本剰余金合計		資本剰余金合計	
			189,451,232
(2) 利益剰余金		(2) 利益剰余金	
イ 当年度未処分利益	513,726,390	イ 当年度未処分利益	
利潤剰余金合計		利潤剰余金合計	
		利潤剰余金合計	
資本合計		資本合計	
負債資本合計		負債資本合計	
			703,177,622
			15,044,975,025
			33,232,663,010

# 天理市下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)



令和7年3月

奈良県

天理市上下水道局

## 目 次

1. 経営戦略改定の経緯及び目的	3
2. 計画期間	3
3. 下水道事業の現状	4
(1) 事業概況	4
(2) 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率	7
(3) 会計処理方式	7
(4) 使用料	8
(5) 事業組織	10
4. 経営比較分析表を活用した現状分析	11
(1) 経営の健全性・効率性	11
(2) 老朽化の状況	16
5. 経営の基本方針	19
6. 投資・財政計画	20
(1) 投資試算	20
(2) 財源試算・投資以外の経費の試算	21
(3) 投資・財政計画	28
7. 経営の見通し	31
(1) 収益的収支	31
(2) 資本的収支	31

8. 経費回収率向上に向けたロードマップ	31
(1) 業績指標	33
(2) 効率化・経営健全化の取組	34
(3) ロードマップの検証・見直し	34
9. 今後検討すべき課題	35
(1) 地震対策・雨水対策・施設規模の見直し	35
(2) 民間活力の活用	35
(3) 広域化・共同化	36
10. 経営戦略の検証・改定	36
主な用語集	37

## 1. 経営戦略改定の経緯及び目的

下水道事業は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を通じて、公共の福祉を増進する役割を果たしています。また、地方財政法上の公営企業として独立採算制の原則が適用され、事業の安定的な継続が求められています。

下水道事業を取り巻く環境は、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増しています。

このような事業環境の中で事業を継続するためには、経営状況の把握と経営の効率化・健全化を絶えず行いつつ計画的な経営に取り組む必要があり、そのための中長期的な経営の基本計画が「経営戦略」です。平成26年度に総務省から策定要請が出されて以降、全国的に策定が進められました。

本市においても厳しい経営環境の中、健全な経営の維持と市民の生活環境の向上に努めるため、令和2年度から令和11年度までの10か年にわたる経営計画として、『天理市下水道事業経営戦略』を令和3年3月に策定しました。

その後、令和4年1月に総務省通知『経営戦略の改定推進について』において、「経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすること」とされ、『新経済・財政再生計画改革工程表2023』（令和5年12月21日経済財政諮問会議決定）の目標値（KPI）としても、令和7年度までの経営戦略見直し率100%が盛り込まれており、全国的に経営戦略の見直しが求められています。

また、令和2年3月の国土交通省通知『社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について』においては、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載することとされています。

このたび、上記の通知の趣旨に鑑み、最新の経営成績・社会情勢に基づいて改めて財政収支計画を見直し、更なる経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的として、経営戦略を改定するものです。

## 2. 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

### 3. 下水道事業の現状

#### (1) 事業概況

本市の下水道事業には、公共下水道事業（以下＜公共＞という。）、特定環境保全公共下水道事業（以下＜特環＞という。）及び農業集落排水事業（以下＜農集＞という。）の3事業があります。

各事業の施設状況については表1のとおりです。また、本市の主な下水道施設の位置については、図1に示しています。

##### ① <公共>・<特環>

＜公共＞と＜特環＞は、大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区）関連公共下水道として昭和43年に工事に着手し、昭和49年に供用を開始しました。本市単独の処理場を持たず、奈良県が運営する浄化センターにおいて、処理区域内で排出された汚水を他の自治体からの汚水と共同で処理しています。令和5年度末時点の水洗化率は、＜公共＞で96.55%、＜特環＞で90.12%となっています。

また、雨天時浸水対策のために嘉幡雨水ポンプ場を昭和55年に設置しました。

##### ② <農集>

＜農集＞は、平成6年度に整備着手し、平成23年度までに藤井地区、長滝地区、福住地区及び菖原・仁興地区の4処理区で供用を開始しました。各処理区において、農業集落排水施設を設置し汚水を処理しています。令和5年度末時点の水洗化率は、68.84%となっています。

表1 天理市下水道事業の施設状況

(令和6年3月31日現在)

項目	<公共>	<特環>	<農集>
供用開始年月日	昭和49年7月1日 (流域下水道供用開始年月日)		藤井地区 平成9年7月7日  長瀧地区 平成10年10月10日  福住地区 平成19年5月31日  萱原・仁興地区 平成23年6月1日
単独/流域関連	大和川上流・宇陀川流域下水道 (第一処理区)に接続		単独処理
処理区数	1 処理区		4 処理区
施設内訳	処理場	—	— 4箇所
	雨水ポンプ場	1箇所	—
	管渠延長	262km	128km 38km
排除方式	分流式		
処理区域内人口密度	44.1人/ha	27.0人/ha	13.8人/ha
水洗化率	96.55%	90.12%	68.84%

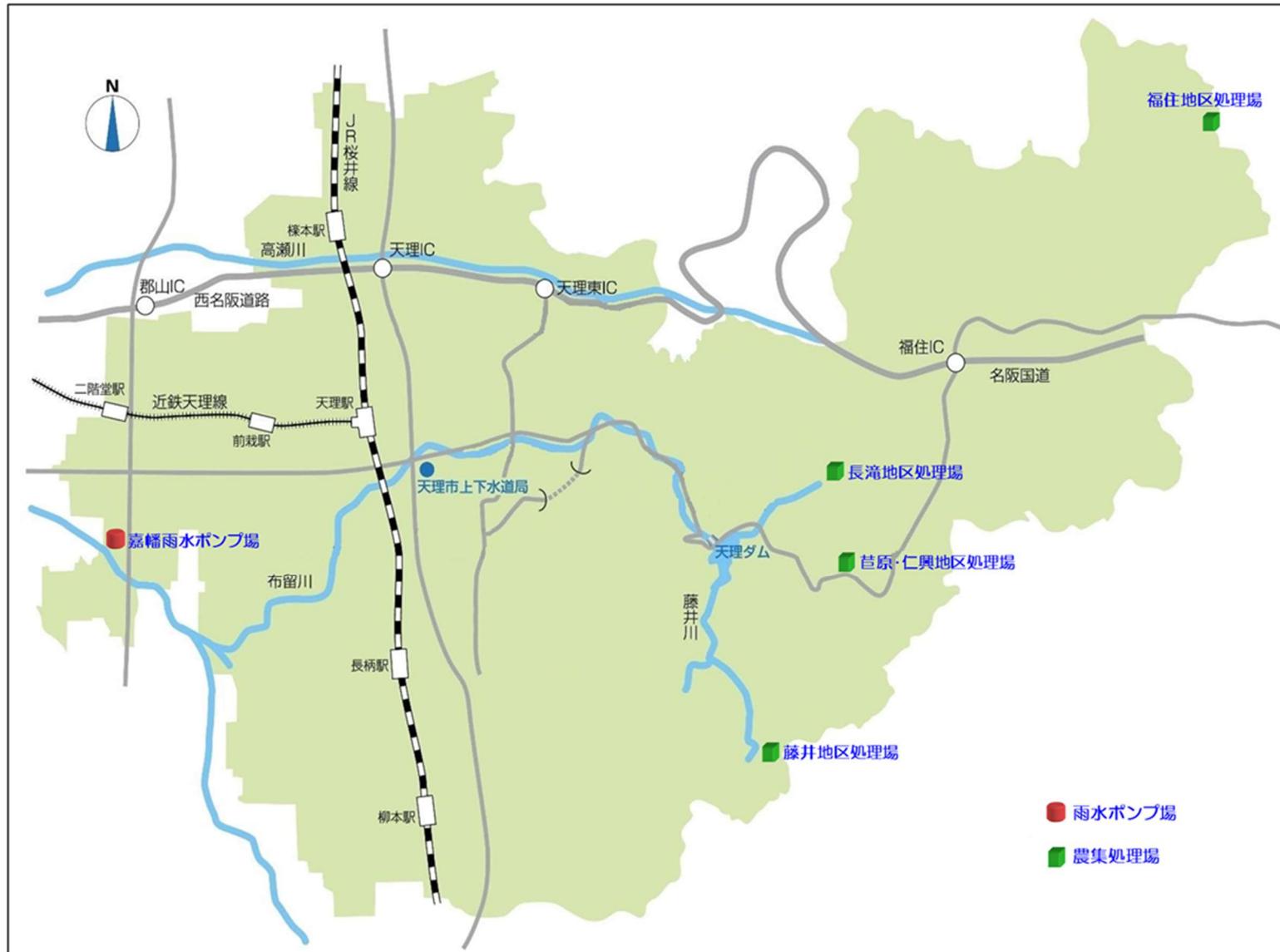


図1 天理市の主な下水道施設位置図

## （2）処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率

処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移は表2のとおりです。

処理区域内人口は令和元年度から令和5年度までにかけて3,142人減少しています。また、水洗化人口は令和元年度から令和5年度までにかけて2,406人減少していますが、処理区域内人口と比較して減少ペースが緩やかであるため、水洗化率は微増しつつ94%台で推移しています。

表2 処理区域内人口・水洗化人口・水洗化率の推移

(令和6年3月31日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理区域内人口（人）	63,680	62,892	61,999	61,088	60,538
<公共>	51,286	50,802	50,260	49,704	49,269
<特環>	11,175	10,899	10,560	10,239	10,136
<農集>	1,219	1,191	1,179	1,145	1,133
水洗化人口（人）	59,890	59,335	58,606	57,938	57,484
<公共>	49,190	48,834	48,400	47,954	47,569
<特環>	9,889	9,676	9,390	9,181	9,135
<農集>	811	825	816	803	780
水洗化率（%）	94.05	94.34	94.53	94.84	94.96
<公共>	95.91	96.13	96.30	96.48	96.55
<特環>	88.49	88.78	88.92	89.67	90.12
<農集>	66.53	69.27	69.21	70.13	68.84

## （3）会計処理方式

本市下水道事業は、平成22年度から地方公営企業法の規定を全部適用し、<公共>、<特環>及び<農集>の3事業を同一会計で処理しています。

なお、令和6年11月に奈良県広域水道企業団が設立したことに伴い、令和7年4月から上下水道局の所管事務のうち、水道事業は同企業団へ事業統合することになりますが、下水道事業は本市の事業として地方公営企業法の規定を一部適用（財務規定等のみ適用）する予定です。

## (4) 使用料

### ① 水量使用料

本市では、水道の使用水量を下水道排水量（水道水以外を利用した場合、使用者の使用状況により認定した水量）とみなして使用料を計算する水量使用料を採用しています。

また、表3のとおり、「一般排水」、工場その他の事業所から排除される「中間排水」及び「特定排水」に区分して使用料単価を設定しています。

表3 水量使用料

(消費税抜)

排水区分		水量使用料（汚水排水量 1m <sup>3</sup> につき）
一般排水	公衆浴場及び共同浴場	60円
	その他	130円
中間排水		184円
特定排水		255円

一般排水：下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外の排水

中間排水：工場その他の事業所から下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月300m<sup>3</sup>を超え、月750m<sup>3</sup>以下の排水

特定排水：工場その他の事業所から下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750m<sup>3</sup>を超える排水

### ② 水質使用料

特定排水で、ア・イに掲げる水質の汚水を排除する場合には、表4のとおり、水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を水量使用料に加算します。

ア 生物化学的酸素要求量 1Lにつき、5日間に 201mg 以上

イ 浮遊物質量 1Lにつき、201mg 以上

表4 水質使用料

(消費税抜)

項目別 水質区分	1m <sup>3</sup> あたり使用料	
	生物化学的酸素要求量	浮遊物質量
201mgから 300mgまで	12円	17円
301mgから 600mgまで	37円	49円
601mgから 1,001mgまで	81円	104円
1,001mgから 1,500mgまで	138円	175円

### ③ 月20m<sup>3</sup>あたりの条例上の使用料の推移

一般家庭における1か月あたりの平均的な使用水量である20m<sup>3</sup>における使用料の推移は表5のとおりです。

表5 月20m<sup>3</sup>あたりの使用料の推移

(単位：円、消費税込)

	平成21年度 (税5%)	平成22年度 (使用料改定) (税5%)	平成26年度 (税改正8%)	令和元年度 (税改正10%)
月20m <sup>3</sup> あたりの 使用料	2,415	2,730	2,808	2,860

### ④ 有収水量20m<sup>3</sup>あたりの収入額の推移

本市の有収水量20m<sup>3</sup>あたりの収入額の推移は、表6のとおりです。

表6 有収水量20m<sup>3</sup>あたりの収入額の推移

(単位：円、消費税込)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有収水量20m <sup>3</sup> あたりの収入額	3,294	3,198	3,141	3,187	3,172
<公共>	3,329	3,218	3,153	3,210	3,191
<特環>	3,138	3,121	3,102	3,096	3,092
<農集>	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860

## （5）事業組織

本市の上下水道事業の組織体制は、図2のとおりです。

表7のとおり、令和6年度現在、上下水道局職員49名のうち16名を下水道事業担当として配置しています。

なお、令和7年4月から水道事業は奈良県広域水道企業団へ事業統合することになりますが、下水道事業は本市の事業として市長部局で執り行う予定です。

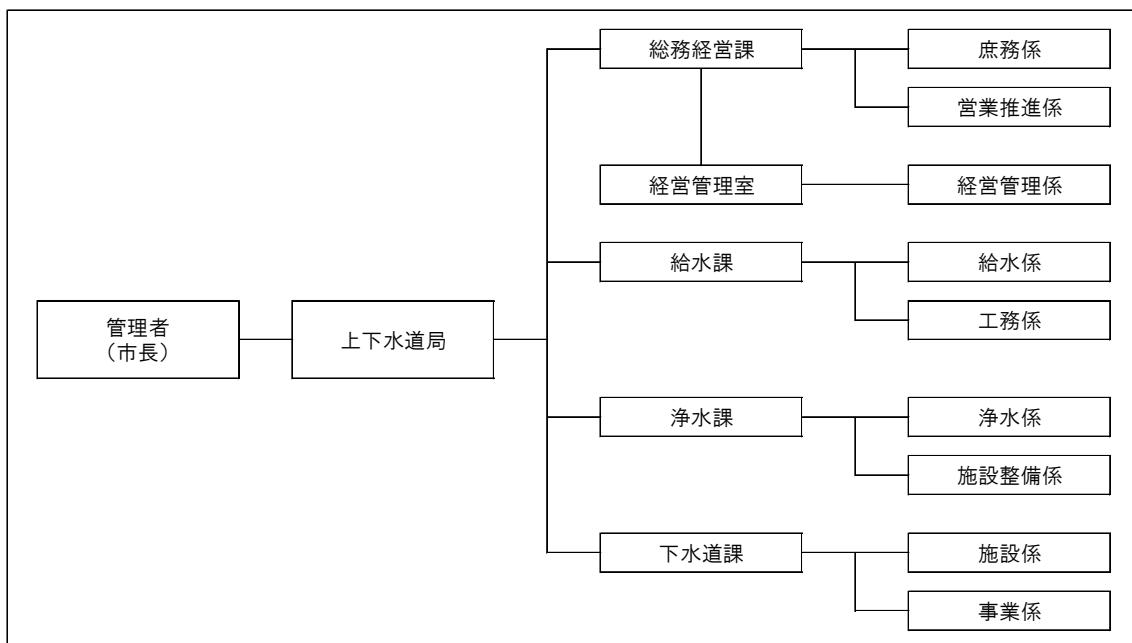


図2 組織図（天理市上下水道局）

表7 下水道事業職員数（令和6年度現在）

（単位：人）

	事務職員	技術職員	技能職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
職員数	7	5	1	1	2	16

## 4. 経営比較分析表を活用した現状分析

国（総務省）では、公営企業の経営数値を経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的とした経営比較分析表の共通様式を＜公共＞・＜特環＞・＜農集＞の事業ごとに定めています。

一方、本市では3事業を同一会計で処理していることから、3事業を合算した指標を独自に作成したうえで、事業の効率性を分析するため共通様式に含まれていない指標である有収率を追加し下水道事業の課題を抽出しました。

なお、類似団体の区分については、「処理区域内人口3万人以上10万人未満」、「処理区域内人口密度50人/ha未満」、「供用開始後年数30年以上」である公共の類型区分Bd1で比較することとします。

### （1）経営の健全性・効率性

経常収支比率は100%を超えており、概ね健全な状態と言えますが、経費回収率については100%を下回っています。これは、汚水処理に係る費用が使用料収入では賄えず、不足分を一般会計からの繰入金で賄っていることを示しています。

流動比率は100%を超えており、経営の安全性は高いと言えます。

普及状況を示す水洗化率は類似団体平均値をやや上回る水準であり、汚水処理の効率性を示す汚水処理原価についても類似団体より良好な水準であることから、事業運営は効率的に実施できているものと言えます。

経営指標		①経常収支比率（%）																						
①経常収支比率（%）																								
評価基準																								
100%を超える方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>120.29</td> <td>119.97</td> <td>121.18</td> <td>120.87</td> <td>122.91</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>106.99</td> <td>107.85</td> <td>108.04</td> <td>107.49</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	120.29	119.97	121.18	120.87	122.91	平均値	106.99	107.85	108.04	107.49	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	120.29	119.97	121.18	120.87	122.91																			
平均値	106.99	107.85	108.04	107.49	—																			
説明		分析																						
使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収益で維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標である。100%を超えているときは、単年度の収支が黒字であることを意味する。		経常費用を経常収益で賄うことが出来ている。各年度とも100%を超えており、経常収益の一部には一般会計からの繰入金が含まれている。																						

経営指標		②累積欠損金比率（%）																						
②累積欠損金比率（%）																								
評価基準																								
0%となる方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>7.42</td> <td>4.72</td> <td>4.49</td> <td>5.41</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	7.42	4.72	4.49	5.41	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																			
平均値	7.42	4.72	4.49	5.41	—																			
説明		分析																						
営業収益に対する累積欠損金（※）の状況を表す指標である。		累積欠損金は発生しておらず、健全な財務状況である。																						
※営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたり累積した欠損金のこと。																								

経営指標		③流動比率（%）																						
③流動比率（%）																								
評価基準																								
高い方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>93.15</td> <td>102.55</td> <td>109.95</td> <td>120.20</td> <td>130.99</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>68.18</td> <td>67.93</td> <td>68.53</td> <td>69.18</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	93.15	102.55	109.95	120.20	130.99	平均値	68.18	67.93	68.53	69.18	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	93.15	102.55	109.95	120.20	130.99																			
平均値	68.18	67.93	68.53	69.18	—																			
説明			分析																					
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度有しているかを示す指標であり、短期の支払能力を表す。			令和2年度以降、流動比率は100%を超えており、短期的な支払能力は十分にある。																					

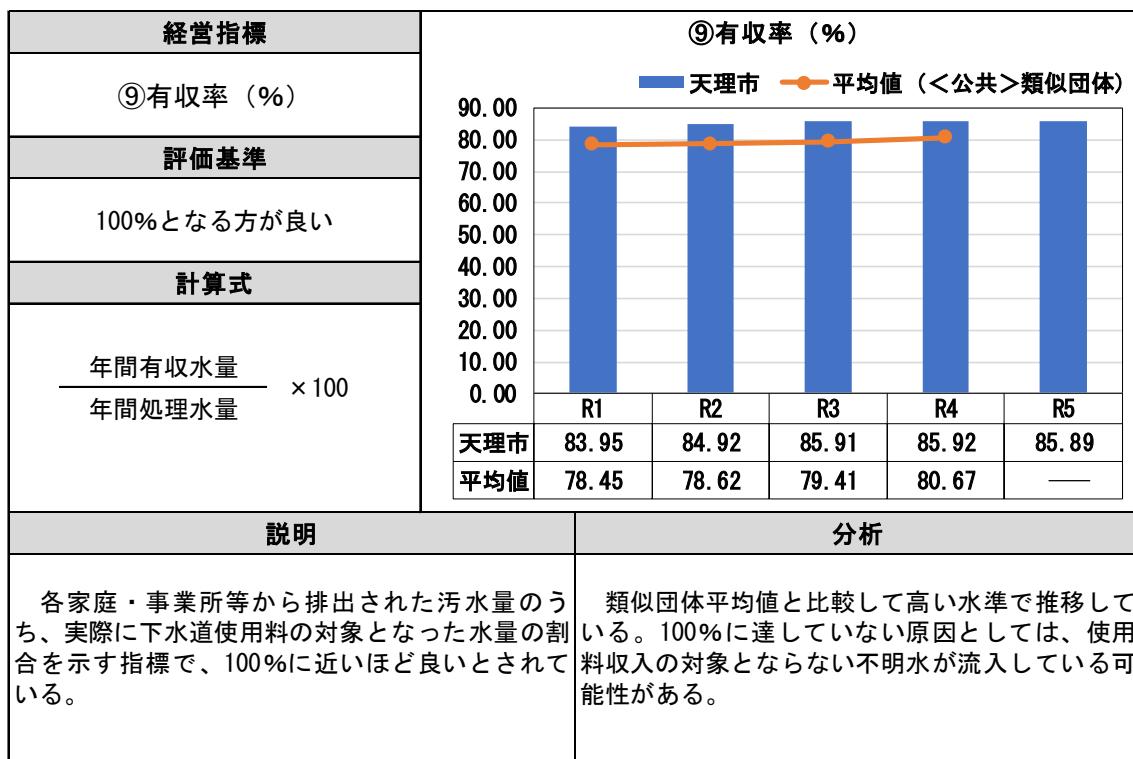
経営指標		④企業債残高対事業規模比率（%）																						
④企業債残高対事業規模比率（%）																								
評価基準																								
低い方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{一般会計負担額}} \times 100$		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>493.95</td> <td>471.44</td> <td>462.82</td> <td>412.56</td> <td>374.93</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>847.44</td> <td>857.88</td> <td>825.10</td> <td>789.87</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	493.95	471.44	462.82	412.56	374.93	平均値	847.44	857.88	825.10	789.87	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	493.95	471.44	462.82	412.56	374.93																			
平均値	847.44	857.88	825.10	789.87	—																			
説明			分析																					
使用料収入等の収益に対する企業債残高の割合を示す指標である。この指標は低い方が良いとされている。			類似団体類似団体平均値よりも低い水準であり、健全な状況である。これは、過去に借り入れた企業債が年々減少している影響によるものである。																					

経営指標		⑤経費回収率（%）																						
⑤経費回収率（%）																								
評価基準																								
100%を超える方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ (公費負担分を除く)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>98.55</td> <td>95.57</td> <td>94.76</td> <td>96.17</td> <td>95.74</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>94.69</td> <td>94.97</td> <td>97.07</td> <td>98.06</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	98.55	95.57	94.76	96.17	95.74	平均値	94.69	94.97	97.07	98.06	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	98.55	95.57	94.76	96.17	95.74																			
平均値	94.69	94.97	97.07	98.06	—																			
説明		分析																						
汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示した指標である。使用料水準等を評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることになる。		汚水処理費を使用料収入のみでは賄えていないことから、各年度とも100%に達していない。このため、適正な使用料の確保ができていない状態である。																						

経営指標		⑥汚水処理原価（円）																						
⑥汚水処理原価（円）																								
評価基準																								
低い方が良い																								
計算式																								
$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$ (公費負担分を除く)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天理市</td> <td>151.93</td> <td>152.10</td> <td>150.68</td> <td>150.63</td> <td>150.59</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>159.78</td> <td>159.49</td> <td>157.81</td> <td>157.37</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						R1	R2	R3	R4	R5	天理市	151.93	152.10	150.68	150.63	150.59	平均値	159.78	159.49	157.81	157.37	—
	R1	R2	R3	R4	R5																			
天理市	151.93	152.10	150.68	150.63	150.59																			
平均値	159.78	159.49	157.81	157.37	—																			
説明		分析																						
下水道使用料の対象となった水量 1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用を示す指標である。一般的には低い方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う必要がある。		有収水量が減少傾向にある中、汚水処理費も減少しているため、各年度とも一定の原価で推移している。類似団体平均値を下回っているため、他団体に比べ効率的な処理ができている。																						

経営指標		⑦施設利用率 (%)					
⑦施設利用率 (%)		評価基準					
評価基準		高い方が良い					
計算式							
晴天時一日平均処理水量	× 100	R1	R2	R3	R4	R5	
晴天時現在処理能力		天理市	33.65	34.47	33.79	33.52	34.88
		平均値	66.93	65.03	64.85	63.73	—
説明		分析					
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。		類似団体平均値を下回る水準で推移している。<農集>は人口密度が低く、処理水量に対して施設規模が過大な状態である。					
本市の<公共>・<特環>は、県の流域下水道処理施設で汚水を処理しているため、この指標は<農集>のみが該当する。							

経営指標		⑧水洗化率 (%)					
⑧水洗化率 (%)		評価基準					
評価基準		100%となる方が良い					
計算式							
現在水洗便所設置済人口	× 100	R1	R2	R3	R4	R5	
現在処理区域内人口		天理市	94.05	94.34	94.53	94.84	94.96
		平均値	92.62	92.72	92.88	92.90	—
説明		分析					
処理区域内人口のうち、下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標で、100%となることが理想である。		処理区域内で未接続世帯があるため、100%に達していないが、類似団体平均値を上回っている状況である。					



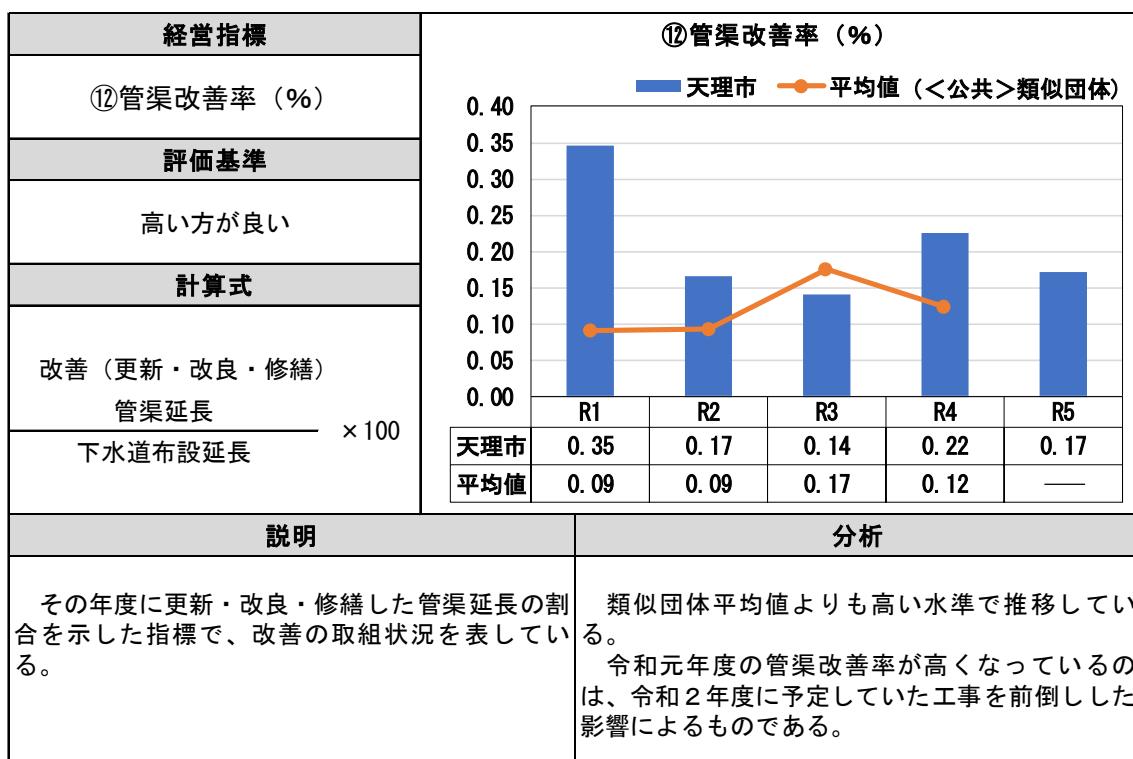
## (2) 老朽化の状況

本市では、管路施設、処理場及び雨水ポンプ場など、多くの下水道施設を保有しており、更新が必要な箇所から順次進めていますが、更新を上回るペースで減価償却が進み、老朽化が進んでいます。

また、本市の平野部にあたる<公共>・<特環>の処理区域において、一部の管渠が法定耐用年数を経過しています。今後も法定耐用年数を経過した管渠が増加することが予測されます。一方、山間部にあたる<農集>の処理区域においては、令和27年度まで法定耐用年数を経過する管渠は発生しない見込みです。

経営指標		⑩有形固定資産減価償却率(%)					
⑩有形固定資産減価償却率(%)		天理市 平均値(<公共>類似団体)					
評価基準		柱グラフ					
低い方が良い		線グラフ					
計算式		表					
有形固定資産 減価償却累計額 × 100							
有形固定資産のうち 償却対象資産の帳簿原価							
説明		分析					
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却が どの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽 化度合いを表す。この指標が高いほど減価償却が 進んでおり、施設の老朽化が進んでいるというこ とを示している。		類似団体平均値を上回っており、老朽化が進 んでいる。 老朽化した施設のうち、更新が必要な箇所から 順次進めているものの、更新を上回るペースで減 価償却が進んでいる。					

経営指標		⑪管渠老朽化率(%)					
⑪管渠老朽化率(%)		天理市 平均値(<公共>類似団体)					
評価基準		柱グラフ					
低い方が良い		線グラフ					
計算式		表					
法定耐用年数を経過した 管渠延長 × 100							
下水道布設延長							
説明		分析					
法定耐用年数(50年)を経過した管渠延長の割 合を示す指標で、管渠の老朽化度合いを表してい る。		本市の平野部にあたる<公共>・<特環>の処 理区域においては、一部の管渠が法定耐用年数を 経過している。 山間部にあたる<農集>の処理区域は、現在の ところ法定耐用年数を経過した管渠はない。					



## 5. 経営の基本方針

適正な下水道施設の維持管理と健全な下水道経営を行い、快適な生活環境の確保に努めるため、次の2点を基本方針として取り組みます。

### ① 施設の老朽化対策の推進

本市の令和5年度末時点の下水道処理人口普及率は97.6%であり、下水道整備は概ね完了し維持管理の時代を迎えています。下水道施設全体（管路施設及び雨水ポンプ場）の老朽化対策、機能維持保全をするために、『天理市下水道ストックマネジメント計画』に沿って改築・更新を進めます。

### ② 持続的で安定した経営の実現

持続的な下水道事業の経営を行うために経営基盤の強化及び下水道施設全体の計画的な更新に必要な財源の確保に努めます。企業債の新規借入については、今後もできる限り抑制することで支払利息の負担軽減を図り、使用料収入の減少に対応できる経営基盤の強化を図ります。

また、今後の人口減少を踏まえた汚水処理のあり方の検討を行い、施設の最適化と経費節減に努めます。

## 6. 投資・財政計画

投資・財政計画は、管路施設の更新に関する投資の見通しを試算した投資試算と財源の見通しを試算した財源試算、投資以外の経費の試算、3つの試算から構成される中長期的な収支計画であり、経営戦略の中心となるものです。

前述の5. 経営の基本方針に、最新の経営状況や社会情勢に基づく将来の経営環境の見通しを加味した中長期の試算を行い、収支を検証しました。

### (1) 投資試算

下水道施設の老朽化対策に関しては、管渠やポンプ場といった膨大な資産が対象となることから、管路施設の損傷などのリスクの高い施設から効率的に改築を行う必要があります。国土交通省においては、平成27年11月に『下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015年版』を策定し、予算制約のもとでの改築需要の増大に対応し、施設管理を最適化する手法であるストックマネジメントを推進しています。

本市においては、老朽化に対応するため、平成30年3月に『天理市下水道ストックマネジメント計画（「管路施設編」・「ポンプ場編」）』を、令和3年2月に『天理市農業集落排水施設最適整備構想』をそれぞれ策定し、計画的な改築・更新を行っています。

したがって本経営戦略の投資試算においても、ストックマネジメントの考え方方に沿って、老朽化した施設の改築・更新を着実に実施することを目標として、将来投資見込みの試算を行いました。

本市は、人口減少に伴う使用料収入が減少傾向にあり、急激な投資額の増加は財政状況の悪化を招くおそれがあります。このため、施設ごとの老朽化状況と将来的な老朽化リスク予測（不具合等の発生確率・発生した場合の影響度）を踏まえ、各年度間で投資額の平準化を図ります。並行して、老朽化による道路陥没などの事故発生リスクが高い管渠の割合が『天理市ストックマネジメント計画』を策定した平成29年度時点の水準を維持できるように、優先度の高い施設から改築・更新していきます。

表8のとおり、30年間の支出総額は約70億円となる見込みです。施設ごと・年度ごとの推移は図3に示しています。

表8 改築事業費

(千円)

期間	管路施設	処理場・ポンプ場	小計	年平均事業費
R7～R16年度	1,297,302	607,807	1,905,109	190,511
R17～R36年度	2,716,897	2,443,814	5,160,711	258,036
合計	4,014,199	3,051,621	7,065,820	

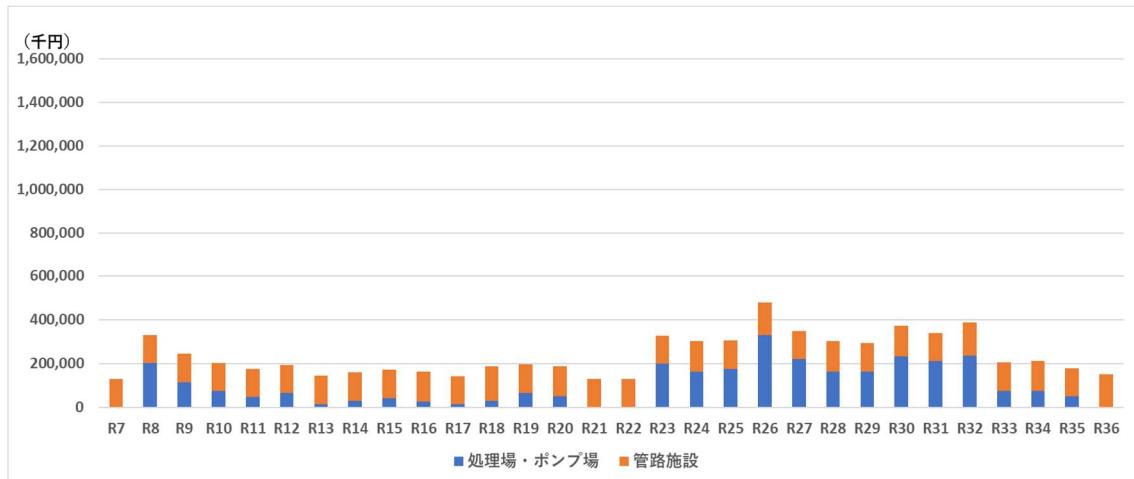


図3 投資試算の推移（予測）

## (2) 財源試算・投資以外の経費の試算

計画期間内の収支見込み等については①～⑥のとおりです。

### ① 処理区域内人口・有収水量の将来見通し

処理区域内人口・有収水量の推計方法及び推移は、表9・図4のとおりです。

本市の行政区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』における増減率を採用し、令和5年度の60,858人から令和16年度には53,347人に減少するものとして推計します。

処理区域内人口は令和5年度の60,538人から令和16年度には53,163人まで減少する見込みです。また、人口減少に伴い有収水量に関しても令和5年度の7,350千m<sup>3</sup>から令和16年度には6,775千m<sup>3</sup>へと約7.8%の減少が予測されます。

表9 処理区域内人口・有収水量の推計方法

処理区域内人口		令和5年度の実績を起点に、『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』における本市行政人口の増減率と同率で推移するものとする。
有収水量	家庭用	水洗化人口に水洗化人口1人あたり有収水量（家庭用）を乗じて計算する。
	水洗化人口	水洗化率は令和5年度と同水準で推移するものとして、処理区域内人口から推計する。
	水洗化人口 1人あたり 有収水量 (家庭用)	令和5年度における実績値を採用し、同値で推移するものとする。
	家庭用以外	令和5年度における実績値を採用し、同値で推移するものとする。

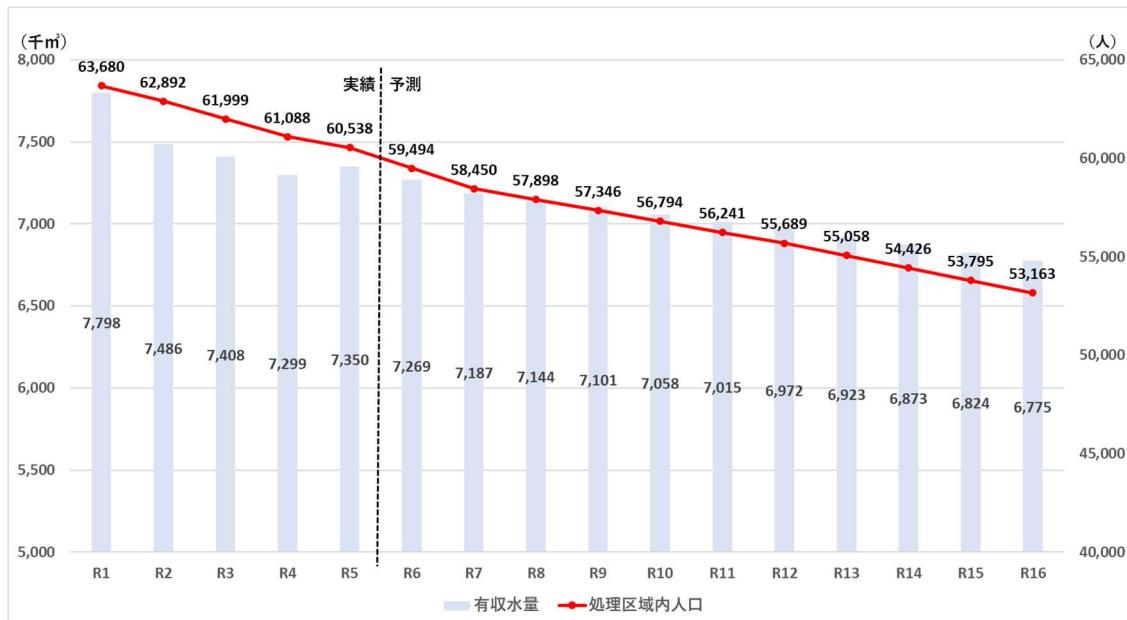


図4 処理区域内人口・有収水量の推移（実績・予測）

## ② 使用料収入の将来見通し

表 10 のとおり、使用料収入は、①処理区域内人口・有収水量の将来見通しを基に、現行使用料を維持した場合での収入額を推計しました。

推移については、図 5 に示しています。令和 5 年度の 10 億 6,000 万円から令和 16 年度には 9 億 8,500 万円へと 7,500 万円の減少が見込まれます。

表 10 使用料収入の推計方法

使用料収入	家庭用	前述の①処理区域内人口・有収水量の将来見通しで計算した各年度の家庭用の有収水量に平均使用料単価を乗じて収入を計算する。
	家庭用以外	前述の①処理区域内人口・有収水量の将来見通しで計算した各年度の家庭用以外の有収水量に平均使用料単価を乗じて収入を計算する。
平均使用料単価		令和 5 年度における実績と同値で推移するものとする。

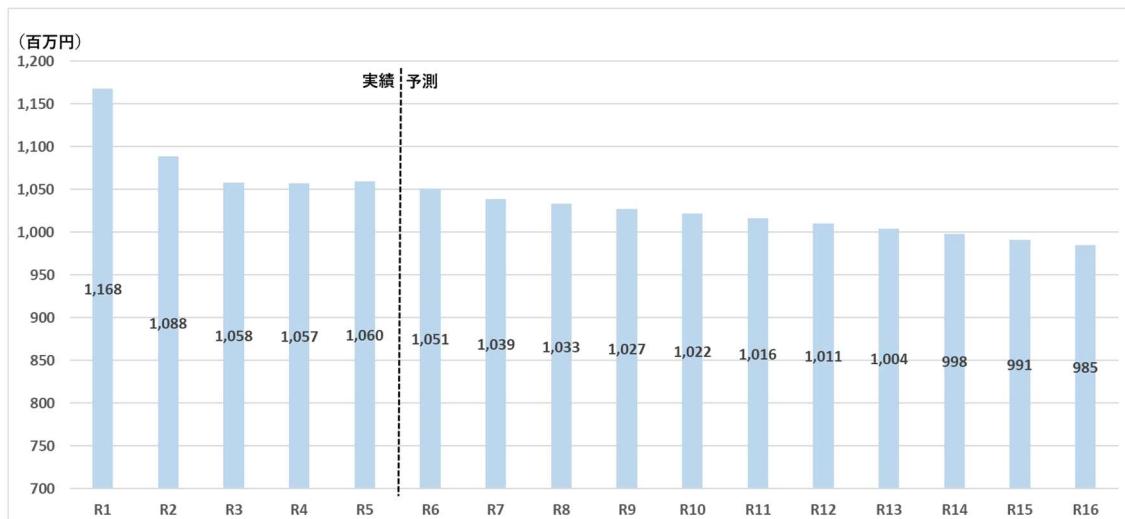


図 5 使用料収入の推移（実績・予測）

### ③ 収益的収支

収益的収支の推計方法及び推移は、表11・図6のとおりです。

収益的収入は、使用料収入及び一般会計からの繰入金の減少により、収入全体は減っていく予測です。

収益的支出は、物価上昇により施設の維持管理費等が増加するものの、流域下水道維持管理負担金、減価償却費及び支払利息の減少により、支出全体は減少していく予測です。

純利益は、令和9年度以降、緩やかに減少していく見込みです。

表11 収益的収支の推計方法

収益的 収入	使用料収入	家庭用	前述の②使用料収入の将来見通しで計算した収入を計上する。
		家庭用 以外	前述の②使用料収入の将来見通しで計算した収入を計上する。
	雨水処理負担金		一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、雨水処理に要する経費（資本費及び維持管理費に相当する額）を推計する。
	他会計補助金		一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、基準内繰入額を推計する。 基準外繰入は、毎年度の繰入金総額から基準内繰入金（収益的収入分・資本的収入分）を差し引いた金額を推計する。
	その他収益		令和5年度実績を基に個別に推計する。
収益的 支出	職員給与費		平成26年度から令和6年度までの直近11年間の人事院勧告の平均値である0.80%を、毎年度の上昇率とする。
	動力費		平成27年度から令和6年度までの直近10年間の電気代の伸び率の平均値である0.31%を、毎年度の上昇率とする。
	光熱水費		平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。
	通信運搬費		平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。
	修繕費		平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。
	材料費		平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。

薬品費	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。
委託料	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の労務単価の伸び率の平均値である3.53%を、毎年度の上昇率とする。
減価償却費	現有資産の減価償却予定額と新規取得分に係る見込み額を合算する。新規取得分は、建設改良費において計上している額を取得原価とし、償却期間を土木建築及び無形固定資産50年、機械電気15年として計算する。
その他費用	平成27年度から令和6年度までの直近10年間の物価全体の伸び率の平均値である0.85%を、毎年度の上昇率とする。
支払利息	令和5年度までに借り入れた企業債の支払利息に令和6年度以降の借入分に対する支払見込額を合算する。新たに借り入れる企業債は、毎年度の利率を2.0%として計算する。
流域下水道維持管理負担金	令和元年度から令和5年度までの過去5年間における排水量と負担金額から、排水量1m <sup>3</sup> あたりの平均単価を算出し、令和7年度以降の改定（平均7.8%値下げ）を加味した上で、計画期間内の各年度の予想排水量に乗じて計算する。

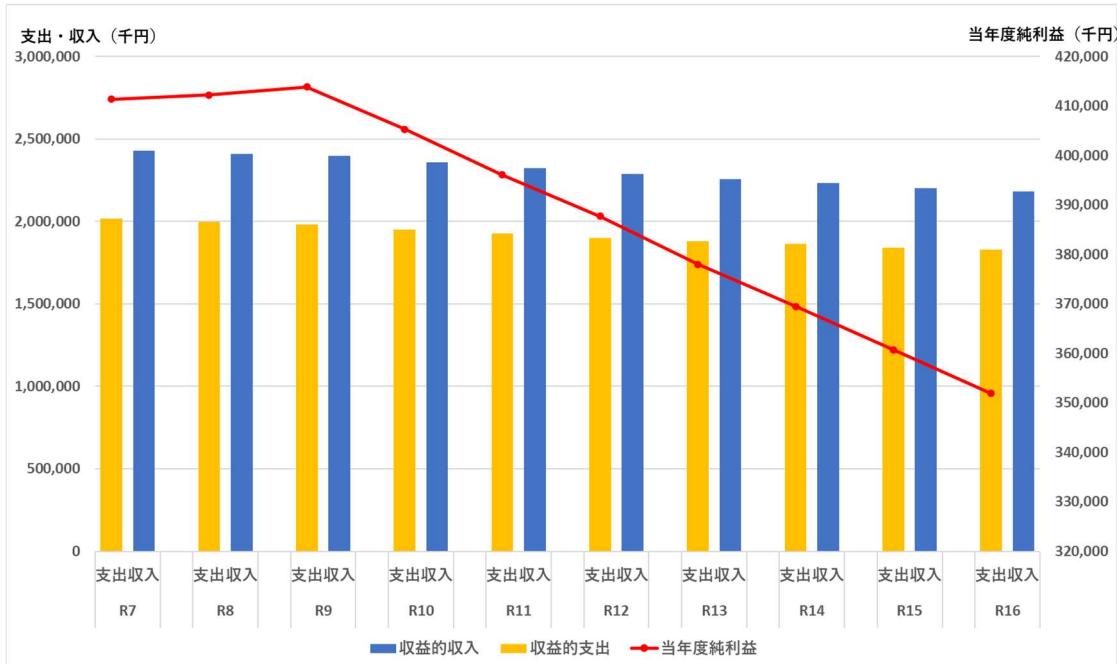


図6 収益的収支の推移（予測）

#### ④ 資本的収支

資本的収支の推計方法及び推移は、表12・図7のとおりです。

資本的収入は、投資の平準化により企業債の新規借入を抑制することから、令和8年度以降、4億円以下の水準で推移する予測です。

資本的支出は、令和10年度まで10億円を超える水準となっていますが、企業債の元金償還が進むため、令和11年度には10億円を下回り、その後も減少傾向となっています。

表12 資本的収支の推計方法

資本的 収入	他会計補助金	一般会計の経費負担区分を示した総務省の「繰出基準」に基づき、基準内繰入額を推計する。 資本的収入に係る基準外繰入は見込まない。
	国（都道府県） 補助金	建設改良費に係る国庫補助拠出基準に基づき推計する。
	企業債	補助事業に係る工事費から国庫補助金の補助対象額を差し引いた金額と、流域下水道建設負担金を新規借入額とする。
資本的 支出	建設改良費	投資試算で見込んだ工事費に、職員給与費、流域下水道建設負担金を加算した金額を建設改良費とする。 職員給与費は、毎年度0.80%の上昇率を設定する。 流域下水道建設負担金は、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の平均と同額で推移するものとする。
	企業債元金 償還金	令和5年度までに借り入れた企業債の元金償還予定額に、令和6年度以降の借入分に対する償還見込額を合算する。新たに借り入れる企業債は、借り入れた翌年度から土木建築及び流域下水道分30年・機械電気15年で元利均等償還の条件で計算する。

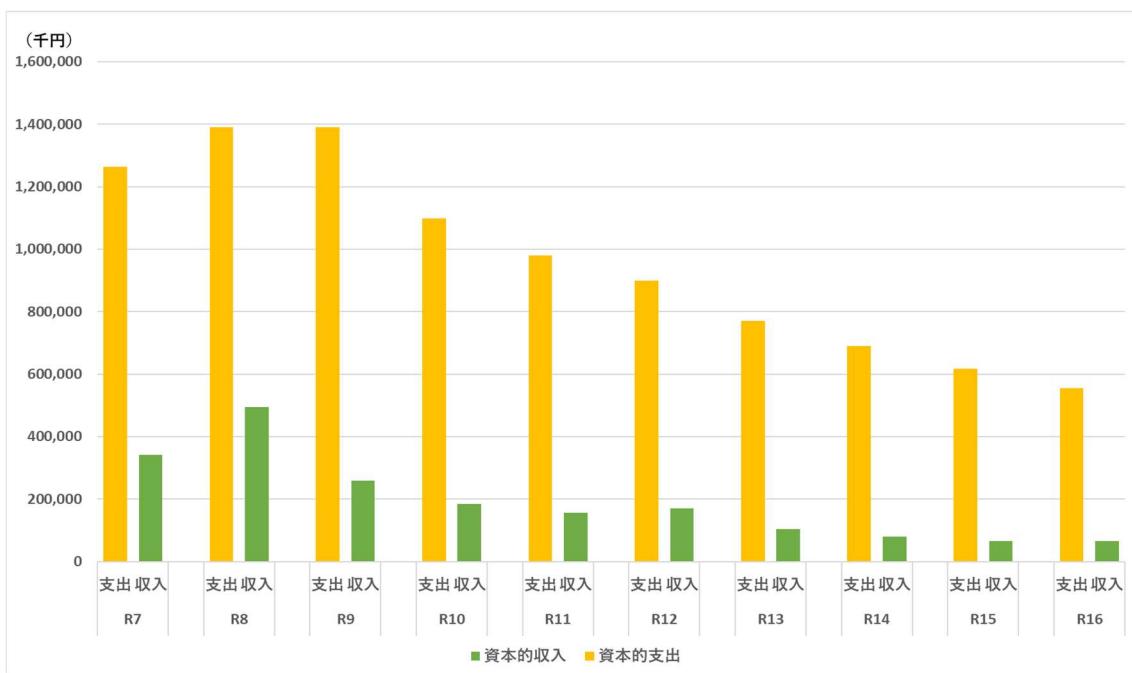


図7 資本的収支の推移（予測）

## ⑤ 企業債残高

前述の④資本的収支で推計した各年度の企業債残高については、図8に示しています。

過去に借り入れた企業債については償還が進むとともに、新規借入を抑制することにより、企業債残高は減少傾向となります。

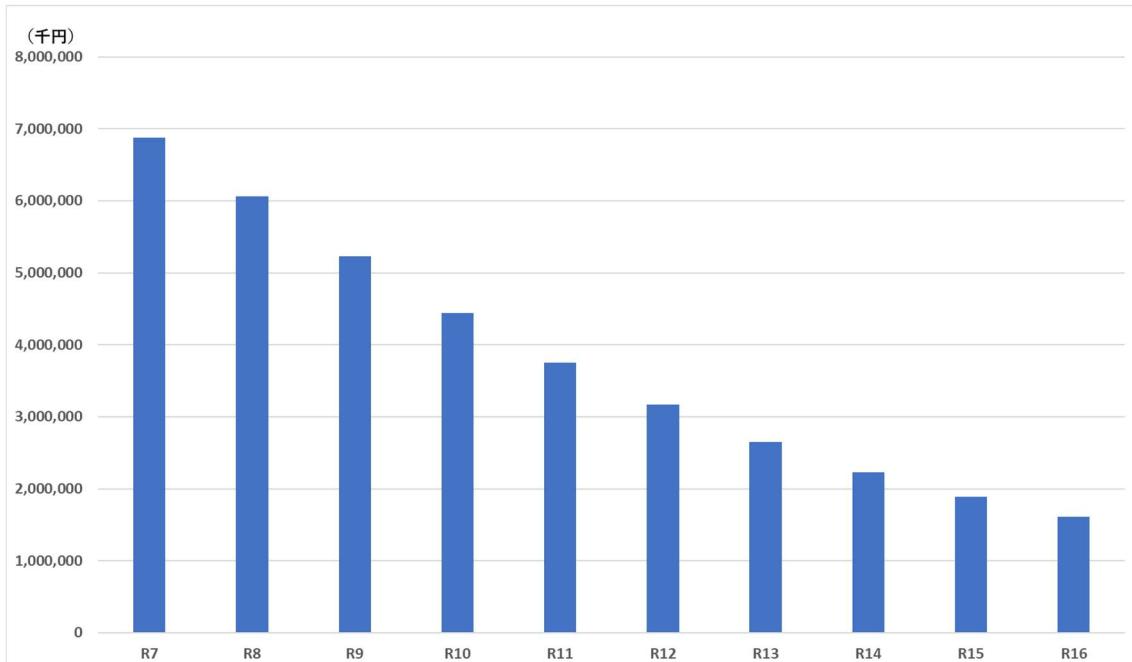


図8 企業債残高の推移（予測）

## ⑥ 資金残高

前述の①～⑤で推計した資金残高については、図9に示しています。

資金残高は増加傾向となります。これは、③収益的収支において、毎年度純利益が発生すること、④資本的収支において、各年度の企業債元金償還金が減少することが主な要因となっています。

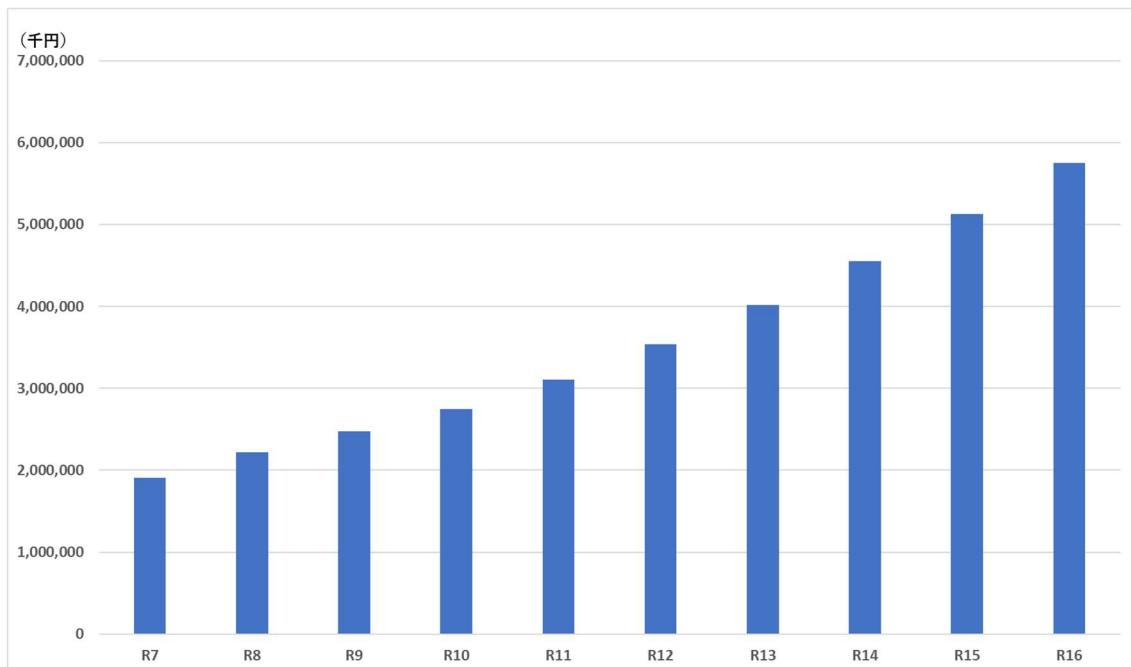


図9 資金残高の推移 (予測)

## (3) 投資・財政計画

前述の（1）投資試算、（2）財源試算・投資以外の経費の試算に基づき、計画期間である令和7年度から令和16年度の投資・財政計画を29ページから30ページに示します。

## 投資・財政計画（収益の収支）

株式第2号（法適用企業・収益の収支）

### 投資・財政計画 (収支計画)

(単位：千円、%)

年 度		R3 決 算	R4 決 算	R5 決 算	R6 当初予算	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 の 収 入	1. 営業収益 (A)	1,092,336	1,091,809	1,091,694	1,095,890	1,069,565	1,063,821	1,063,001	1,059,201	1,051,782	1,044,453	1,034,476	1,028,086	1,016,504	1,010,050
	(1) 使 用 料 収 入	1,057,768	1,057,335	1,059,690	1,051,090	1,038,514	1,032,912	1,027,310	1,021,707	1,016,105	1,010,503	1,004,098	997,693	991,288	984,883
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他	34,578	34,474	32,004	44,800	31,051	30,909	35,691	37,494	35,677	33,950	30,378	30,393	25,216	25,167
	うち雨水処理負担金	33,225	33,556	31,914	44,699	31,051	30,909	35,691	37,494	35,677	33,950	30,378	30,393	25,216	25,167
	2. 営業外収益	1,544,256	1,516,336	1,514,969	1,485,926	1,360,788	1,345,652	1,333,226	1,297,253	1,271,121	1,244,666	1,221,932	1,203,923	1,186,599	1,170,444
	(1) 捕 助 金	1,127,031	1,100,779	1,098,554	1,070,838	948,651	932,599	918,860	891,072	874,462	856,330	842,985	834,358	825,100	818,246
	他会計補助金	1,126,923	1,100,671	1,097,104	1,069,505	948,651	932,599	918,860	891,072	874,462	856,330	842,985	834,358	825,100	818,246
	その他の補助金	108	108	1,450	1,333										
	(2) 長期前受金戻入	416,545	414,566	415,151	414,570	412,137	413,053	414,366	406,181	396,659	388,336	378,947	369,565	361,499	352,198
	(3) その他の収入	680	991	1,284	518										
収 益 的 の 収 入	収入計 (C)	2,636,592	2,608,145	2,606,683	2,581,816	2,430,353	2,409,473	2,396,227	2,356,454	2,322,903	2,289,119	2,256,408	2,232,009	2,203,103	2,180,494
	1. 営業費用	1,908,333	1,920,402	1,915,194	2,031,459	1,865,240	1,862,756	1,863,344	1,847,751	1,838,257	1,826,009	1,813,943	1,807,670	1,795,383	1,788,260
	(1) 職員給与費	107,305	105,385	97,526	116,284	99,102	99,900	100,704	101,515	102,332	103,156	103,986	104,823	105,667	106,518
	基本給	100,480	99,225	90,970	114,538	92,491	93,233	93,980	94,734	95,493	96,259	97,031	97,809	98,593	99,384
	追職給付費	6,800	6,100	6,500	1,650	6,611	6,667	6,724	6,781	6,839	6,897	6,956	7,014	7,074	7,134
	その他の費	25	60	56	96	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 給 費	566,076	583,613	587,185	683,398	550,812	552,096	553,501	555,034	556,696	558,493	560,077	561,806	563,684	565,715
	勤務費	6,038	7,253	6,028	7,939	6,066	6,085	6,103	6,122	6,141	6,160	6,179	6,199	6,218	6,237
	修繕費	23,703	20,118	26,650	36,713	27,105	27,335	27,567	27,802	28,038	28,276	28,517	28,759	29,004	29,250
	材料費	2,086	2,684	2,952	546	3,003	3,029	3,055	3,081	3,107	3,133	3,160	3,187	3,214	3,241
	その他の費	534,249	553,558	551,555	638,200	514,638	515,647	516,776	518,029	519,410	520,924	522,221	523,661	525,248	526,987
支 出 の 支 出	(3) 減価償却費	1,234,952	1,231,404	1,231,777	1,215,326	1,210,760	1,209,139	1,191,202	1,179,229	1,164,360	1,149,880	1,141,041	1,126,032	1,116,027	
	2. 営業外費用	267,503	237,460	205,677	180,413	153,734	134,495	118,989	103,422	88,530	75,383	64,493	54,838	46,956	40,319
	(1) 支払利息	260,002	225,869	194,802	168,475	142,859	123,619	108,114	92,546	77,655	64,508	53,618	43,963	36,080	29,444
	雨水分	4,667	4,388	4,298	4,731	4,337	3,983	5,230	5,437	5,024	4,602	4,601	4,195	3,831	3,461
	汚水分	255,335	221,481	190,504	163,744	138,522	119,636	102,884	87,109	72,631	59,906	49,017	39,768	32,249	25,983
	(2) その他の支 出	7,501	11,591	10,875	11,938	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875	10,875
	支 出 計 (D)	2,175,836	2,157,862	2,120,871	2,211,872	2,018,974	1,997,251	1,982,333	1,951,173	1,926,787	1,901,392	1,878,436	1,862,508	1,842,339	1,828,579
	経常損益 (C)-(D) (E)	460,756	450,283	485,812	369,944	411,379	412,222	413,894	405,281	396,116	387,727	377,972	369,501	360,764	351,915
	特別利益 (F)	1,837	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損失 (G)	180	10,020	96	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (F)-(G) (H)	1,657	△ 10,019	△ 96	△ 136	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出 の 支 出	当年度純利益 (又は純損失) (E)-(H) (I)	462,413	440,264	485,716	369,808	411,379	412,222	413,894	405,281	396,116	387,727	377,972	369,501	360,764	351,915
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流動資産 (J)	1,613,683	1,660,564	1,981,131	1,742,437	2,114,771	2,426,699	2,679,924	2,956,154	3,308,941	3,743,156	4,224,247	4,754,690	5,327,828	5,953,561
	うち未収金	261,769	255,652	227,606	127,220	210,227	209,093	207,959	206,825	205,691	204,557	203,260	201,964	200,667	199,370
	流動負債 (K)	1,467,711	1,381,504	1,512,418	1,184,206	1,135,478	1,043,758	970,639	879,918	780,035	701,218	606,004	522,293	467,789	413,879
	うち建設改良費分	1,311,211	1,246,876	1,165,292	1,068,639	995,384	903,513	830,229	739,328	639,249	560,222	464,822	380,908	326,183	272,035
	うち一時借入金														
	うち未払金	88,526	76,189	293,886	65,432	76,486	76,637	76,802	76,982	77,177	77,388	77,574	77,777	77,997	78,236
	累積欠損金比率 ( (I) / (E)-(H) ) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出 の 支 出	資本金の不足額 (L)														
	健全化法施行令第16条により算定した (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行規則第6条に規定する (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健全化法施行令第17条により算定した (P)	1,092,336	1,091,809	1,091,694	1,095,890	1,069,565	1,063,821	1,063,001	1,059,201	1,051,782	1,044,453	1,034,476	1,028,086	1,016,504	1,010,050
	健全化法第22条により算定した比率 ( (N) / (P) ) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 投資・財政計画（資本の収支）

様式第2号（法適用企業・資本の収支）

### 投資・財政計画

#### （収支計画）

（単位：千円、%）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		決 算	決 算	決 算	当 初 予 算										
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	52,000	94,100	94,500	197,200	106,600	184,500	71,300	42,500	42,500	62,700	42,500	42,500	42,500	42,500
	うち 資本費平準化債														
	2. 他 会 計 出 資 金	70,838	20,688	4,498	0										
	3. 他 会 計 换 助 金	169,665	170,736	167,135	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587
	4. 他 会 計 負 担 金														
	5. 他 会 計 借 入 金														
	6. 国（都道府県）補 助 金	37,384	61,779	102,985	131,840	69,332	147,292	33,874	5,000	5,000	25,212	5,000	3,526	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	922													
	8. 工 事 負 担 金	2,433	7,870	6,309	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
	9. そ の 他	1,053	30,522	395	10,460										
資 本 的 収 入	計 (A)	334,295	385,695	375,822	507,169	340,452	493,506	257,845	185,156	155,583	169,854	103,359	80,497	66,406	65,309
	(A)のうち前年度から繰り越された支出の財源充当額 (B)			9,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 支 出	純 計 (A)-(B) (C)	334,295	376,095	375,822	507,169	340,452	493,506	257,845	185,156	155,583	169,854	103,359	80,497	66,406	65,309
	1. 建 設 改 良 費	213,892	283,488	349,860	494,801	193,785	394,958	308,615	267,847	241,009	259,005	209,800	225,065	236,524	228,011
	うち 職員給与費	25,594	26,926	22,215	30,614	22,572	22,752	22,934	23,118	23,303	23,489	23,677	23,867	24,058	24,250
	2. 企 業 債 債 還 金	1,353,872	1,311,211	1,246,876	1,165,292	1,068,639	995,384	903,513	830,229	739,326	639,249	560,222	464,822	380,906	326,183
	3. 他 会 計 長 期 借 入 戻 金														
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他	1,053	522	395	10,460										
	計 (D)	1,568,817	1,595,221	1,597,131	1,670,553	1,262,424	1,390,342	1,212,128	1,098,076	980,337	898,254	770,022	689,887	617,432	554,194
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,234,522	1,219,126	1,221,309	1,163,384	921,972	896,836	954,283	912,920	824,754	728,400	666,663	609,390	551,026	488,885
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,164,245	1,156,760	1,139,983	1,134,480	921,972	891,091	945,271	903,641	815,243	716,731	655,275	594,554	533,884	472,435
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	47,426	45,868	25,697		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金														
	4. そ の 他	22,851	16,498	55,629	28,904	0	5,745	9,012	9,279	9,511	11,669	11,388	14,836	17,142	16,450
	計 (F)	1,234,522	1,219,126	1,221,309	1,163,384	921,972	896,836	954,283	912,920	824,754	728,400	666,663	609,390	551,026	488,885
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		11,180,291	9,963,180	8,810,803	7,836,712	6,874,673	6,063,789	5,231,576	4,443,847	3,747,019	3,170,470	2,652,748	2,230,426	1,892,018	1,608,335

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		決 算	決 算	決 算	当 初 予 算										
収 益 的 収 支 分	1. 収 益 的 収 支 分	1,160,148	1,134,227	1,129,018	1,114,204	979,702	963,508	954,551	928,566	910,139	890,280	873,363	864,751	850,316	843,413
	うち 基 準 内 緑 入 金	646,021	645,494	600,690	622,032	517,056	500,232	489,799	472,600	463,495	452,163	445,226	445,287	439,770	441,875
	うち 基 準 外 緑 入 金	514,127	488,733	528,328	492,172	462,646	463,276	464,752	455,966	446,644	438,117	428,137	419,464	410,546	401,538
	2. 収 益 的 収 支 分	240,503	191,424	171,633	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587
	うち 基 準 内 緑 入 金	169,665	170,736	167,135	166,447	163,298	160,492	151,449	136,434	106,861	80,720	54,637	33,249	22,684	21,587
	うち 基 準 外 緑 入 金	70,838	20,688	4,498	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,400,651	1,325,651	1,300,651	1,280,651	1,143,000	1,124,000	1,106,000	1,065,000	1,017,000	971,000	928,000	898,000	873,000	865,000

## 7. 経営の見通し

前述の6. 投資・財政計画に基づき、収支予測結果を総括します。

### (1) 収益的収支

使用料は年々減少するものの、赤字は発生せず収支均衡となっています。このため、直ちに使用料の改定を行う必要はありません。これは、毎年度一般会計から基準外繰入金による補填があるためです。

### (2) 資本的収支

建設改良費については、28ページの図9で示すように資金残高が年々増加し、将来の下水道施設の更新投資を支えることができると言えます。

## 8. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省の『社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について』（令和2年3月31日付け国水下事第56号）及び『下水道事業における収支構造の適正化に向けた取組の推進についての留意事項』（令和2年7月22日付け事務連絡）において、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定し、経営戦略に記載することが令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件となりました。

これに基づき、前述の6. 投資・財政計画を反映したロードマップを表13に示します。

表13 経費回収率向上に向けたロードマップ

業績指標	実績値 (令和5年度)	中間値 (令和11年度)	目標値 (令和16年度)
経費回収率 (a) / (b)	95.7%	96.2%	96.2%
下水道使用料 (a)	1,059,690千円	1,016,105千円	984,883千円
汚水処理費 (b)	1,106,875千円	1,055,757千円	1,023,630千円
経常収支比率 (c) / (d)	122.9%	120.6% (100%以上を維持)	119.2% (100%以上を維持)
経常収益 (c)	2,606,683千円	2,322,903千円	2,180,494千円
経常費用 (d)	2,120,871千円	1,926,787千円	1,828,579千円
基準外繰入金	5.3億円	4.8億円 (0.5億円削減)	4.3億円 (1億円削減)
効率化・経営健全化の取組	実施内容		
投資の平準化	『天理市下水道ストックマネジメント計画』等に基づく計画的な改築・更新		
経費の削減	上下水道組織分離による経費削減 · 下水道事業と水道事業の経費按分方法の見直し · 使用料徴収事務に係る経費の削減 支払利息の削減 · 借入条件の見直し 流域下水道維持管理負担金の削減 · 県流域下水道維持管理負担金の単価改正		
その他	資金運用に関すること · 保有資金の運用方法 組織に関すること · 組織運営の効率化 · 研修による人材育成		
実施時期	令和7年度以降実施		

## (1) 業績指標

### ① 経費回収率

経費回収率とは、汚水処理費を使用料収入でどの程度賄うことができているかを表す指標です。

図10で示すとおり、計画期間内では使用料収入が汚水処理費を下回っています。令和16年度目標値は96.2%となり、100%には達していない状況ですが、令和5年度実績値からの向上を目指します。

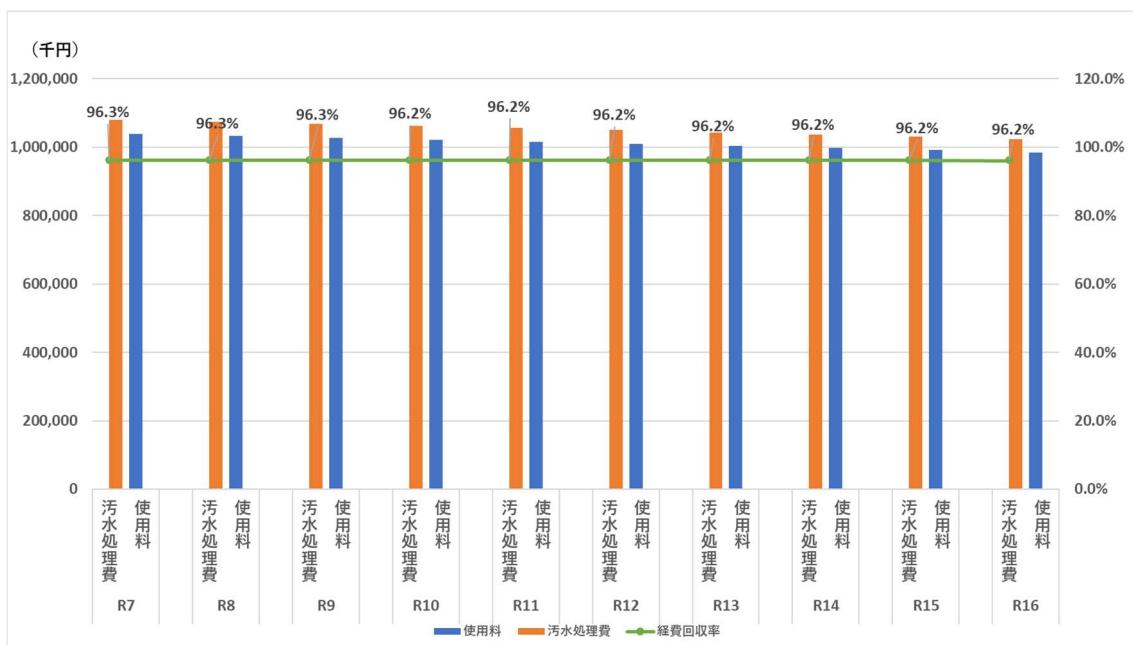


図10 経費回収率

### ② 経常収支比率

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の経常収益で維持管理費や支払利息等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

令和16年度目標値は119.2%となり、令和5年度実績値より3.7%減少していますが、健全経営の水準とされる100%以上を維持していきます。

### ③ 基準外繰入金

本市の下水道事業は、毎年度一般会計からの基準外繰入金によって収益的収支の赤字を回避できている状況です。

ただし、効率化・経営健全化の取組を通じて、公営企業の独立採算制の原則（公費負担分を除く）の観点から基準外繰入金は削減する必要があります。

令和16年度目標値は4.3億円となり、令和5年度実績値より1億円の削減を目指します。

## （2）効率化・経営健全化の取組

下水道事業の持続的な経営を行うには、経費回収率の向上が必要不可欠です。計画期間内において、経費回収率の向上を図るために次の取組を実施します。

### ① 投資の平準化

今後、法定耐用年数を経過した管渠等が増加することが見込まれることから、老朽化による不明水の増加や道路の陥没等を防ぐため、『天理市下水道ストックマネジメント計画』、『天理市農業集落排水施設最適整備構想』に基づき、計画的な改築・更新を実施します。これらの計画は、施設の老朽化状況や経営の状況を踏まえて定期的な見直しを行い、投資を平準化するとともに、ライフサイクルコストを最小限度に抑えます。

### ② 経費の削減

令和7年4月から本市の水道事業が奈良県広域水道企業団に事業統合されます。これにより、上下水道事業の組織が分離されることで、下水道事業と水道事業の経費按分方法の見直しや使用料徴収事務に係る経費などを削減します。

企業債借入条件の見直し（据置期間無しに切替）により支払利息を削減します。

令和7年度より、県が流域下水道維持管理負担金の単価改正を行うことで、本市が支払う負担金が削減されます。

### ③ 資金運用に関するこ

保有する資金は安全性を確保しつつ、より有利な運用を行います。

### ④ 組織に関するこ

組織運営の効率化や研修を通じた人材育成を図ります。

## （3）ロードマップの検証・見直し

収支構造の改善の必要性について、5年を目安にロードマップの定期的な検証・見直しを行います。具体的には、業績指標、効率化・経営健全化の取組効果及び投資・財政計画と実績の確認を行います。

## 9. 今後検討すべき課題

以下の課題については、財政的な影響が大きく、現段階では不確定な要素が多いことから、今後慎重に検討すべき内容です。次回の経営戦略の改定では、これらの課題に対する検討結果を踏まえた投資・財政計画を策定します。

### (1) 地震対策・雨水対策・施設規模の見直し

#### ① 地震対策の推進

大規模地震が発災した場合においても下水道サービスを継続し、安心・安全なくらしを守るため、「上下水道耐震化計画」に基づき、耐震化を進めます。

#### ② 雨水対策事業の推進

想定最大規模降雨（確率年1/1,000（※））に対する内水ハザードマップを作成し公表していく予定です。

※発生確率が「1,000年に1度」であることを表す。

#### ③ <農集>の施設規模の見直し

<農集>では4箇所の処理場において単独処理を行っていますが、施設利用率は類似団体平均値よりも低い30%台で推移しており、処理水量に対して施設規模が過大な状態となっています。将来的に人口減少が進むため、更にアンバランスな状態となり、維持管理費用に比べ、その効果が著しく低くなる懸念があります。

このため、<農集>の処理施設については、老朽化対策と併せてダウンサイジングを検討します。

### (2) 民間活力の活用

国では、人口減少に伴う使用料の減少、老朽化施設の増大、技術職員の不足などの課題解決のために、官民連携方式としてPPP/PFIを制度化しています。

本市では、現在施設の維持管理について、包括的民間委託も含めたPPP/PFIに該当する方式を採用していません。

なお、PPP/PFIのうち、民間事業者によって施設の維持管理・改築の支援等を行うウォーターピンスの導入が、令和9年度以降の汚水管の改築に係る国交付金の交付要件とされています。今後はウォーターピンスの導入が本市にとって有効な手段となるか検討します。

### （3）広域化・共同化

ハード面において、本市の＜公共＞と＜特環＞は流域下水道と接続しているため、既に広域化が図られています。また、＜農集＞は地理的・地形的特性上、広域化・共同化は困難な状況です。

一方、ソフト面においては、主に事務の共同化などの施策について情報収集を行いつつ、県内市町村における検討実施時には積極的に参加します。

## 10. 経営戦略の検証・改定

今般改定された経営戦略は、毎年度進捗管理及び評価・検証を行い、5年を目安に改定を行うこととします。

## 主な用語集

用語	説明
あ行	
ウォーターPPP	水道、工業用水道、下水道についてのPPP/PFI手法のうち、「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」とコンセッション方式へ段階的に移行するための「管理・更新一体マネジメント方式」の総称。
か行	
管渠（かんきょ）	給水・排水を目的として作られる水路全体を指し、地上部に造られる開渠（かいきょ）と地中に造られる暗渠（あんきょ）に分かれるが、原則として下水道では暗渠となっている。
管路施設	管渠、マンホール、雨水吐き、吐口、枠、取付け、雨水貯留施設等の総称。
企業債	地方公営企業が経費や施設の建設・改良等に要する資金を調達するために起こす地方債のこと。（借入金）
供用開始年月日	下水道法に定める用語で、下水道が使用可能になった、または汚水の処理が開始された年月日のこと。
減価償却	固定資産の取得にかかった支出を、使用可能期間の全期間にわたる経費として、1年ずつ分割して費用計上する会計処理のこと。 建物、構築物、機械及び装置等の、時間の経過とともに価値が減少する資産（償却資産）に対して行い、下水道事業においては、使用可能期間（耐用年数）の各年度に均等に配分する。（定額法）
さ行	
社会資本整備総合交付金	地方公共団体等による社会資本の整備（下水道、道路、河川、住宅等）を支援することを目的とする交付金であり、平成22年度に、国土交通省所管の個別補助金を一括する形で創設された。 地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する事業を総合的に支援するもの。

上下水道耐震化計画	災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画のこと。
処理区域内人口	処理区域面積1ヘクタールあたりの人口を示したもの。
水洗化人口	処理区域内で実際に下水道に接続し汚水処理をしている人口のこと。
ストックマネジメント	構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り生涯費用を低減するための技術体系及び管理手法の総称。
は行	
PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、官民（公民）が連携して、公共サービスの提供を行うこと。民間事業者の創意工夫によるサービス向上やコストの縮減を目指す。 PFI (Private Finance Initiative) とは、PPP手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うもの。
包括的民間委託	施設の運転管理や修繕などを一括して民間の事業者に委託し、維持管理業務の効率化・コスト削減を図るもの。
や行	
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。
ら行	
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計。
ランニングコスト	システムや施設・設備を維持するために必要なコストのこと。消耗品費や通信費、電気代、また人件費など業務を継続するための費用も該当する。

## 天理市下水道事業経営戦略

令和7年3月

天理市上下水道局経営管理室

TEL:0743-63-1001

FAX:0743-63-7159

## 資料 3

### ○天理市下水道事業経営審議会条例

平成23年3月30日条例第7号

改正

平成29年3月16日条例第15号

平成29年6月22日条例第24号

令和7年3月21日条例第3号

### 天理市下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 本市の下水道事業の経営に関する事項を審議するため、天理市下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議するほか、下水道事業の経営に関する基本的な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 公共的団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

47	上下水道事業経営審議会の委員	日額 11,000円	同上
----	----------------	------------	----

別表備考第3項中「第47号」を「第48号」に改める。

附 則（平成29年3月16日条例第15号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月22日条例第24号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 天理市下水道の概要

### 1 供用開始年度と供用開始人口

- (1) 供用開始年度 昭和 49 年
- (2) 供用開始人口 60,054 人 (令和 6 年度)

### 2 管理施設

【公共下水道】：奈良県が運営する流域関連公共下水道（大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区））に接続し、汚水を処理している。

- (1) 汚水管の延長 390km (分流式)
- (2) マンホールポンプ場 32 箇所
- (3) 宅内ポンプ場 40 箇所
- (4) 嘉幡雨水ポンプ場 1 箇所 雨水ポンプ 2 台配備

【農業集落排水】：中山間地域に設置している 4 つ浄化施設においてそれぞれの地区的汚水を処理している。

- (1) 農業集落排水処理施設 4 箇所  
藤井地区、長滝地区、福住地区、菖原・仁興地区
- (2) 汚水管の延長 31.4km
- (3) マンホールポンプ場 11 箇所
- (4) 宅内ポンプ場 5 箇所